平成２５年（フ）第６３号
福島県須賀川市あおば町689番地、前住所福島県須賀川市崩免27番地　セゾン寿103号
債務者　宗像　光身
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽4485番地３　メゾンヴェール207号
債務者　那花　美絵
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第１７号
栃木県真岡市東郷824番地
債務者　藤本　　宏
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第３４号
富山県高岡市東上関150番地　インズ駅南103号、申立時の住所富山県高岡市東上関210番地　サンセジュール南田町105号
債務者　稲波　朱美
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１７２号
金沢市若宮町ヲ117番地６
債務者　橋本　俊之
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１６７号
山梨県甲斐市牛句116番地　長田住宅２号室
債務者　仙波　　力
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４７号
長野県諏訪市上川２丁目2152番地３
債務者　座間　弘行
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第４３号
岐阜県高山市旭ケ丘町121番地
債務者　長尾　祐之
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
岐阜県高山市旭ケ丘町121番地
債務者　長尾　京子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第３２１号
兵庫県西宮市北六甲台３丁目28番11号
債務者　福山　紀子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８号
広島県尾道市西則末町８番17号
債務者　上谷　一浩
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
山口県下関市古屋町１丁目９番６号　ブリッジＫ－Ｉ102号、前住所山口県下関市長府満珠町28番５号
債務者　能美　志保
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
高知県室戸市佐喜浜町1649番地２
債務者　岡本シゲコ
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
大分市大字佐賀関2400番地の５
債務者　古木　由香
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７０号
鹿児島県鹿児島市直木町3782番地２
債務者　奥　ゆかり
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１４号
沖縄県石垣市字新川2334番地　県営住宅新川第２団地１号棟303号
債務者　上地　勇太
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第６０号
福島県郡山市清水台２丁目１番13号清水台ビル４Ｆ
債務者　織田　吉男
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係